

告 示

埼玉県告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
パーキング・メーター作動及び手数料の収納事務	株式会社アイエスエス 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目七番六号三F	令和七年十二月一日から令和八年十一月三十日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年十二月一日

三 委託をした日

令和七年十一月十一日